

厚生労働科学研究費補助金における研究不正への対応について (報告)

1. 課題

- 研究費の不正使用や研究上の不正行為（データの捏造、改ざん及び盗用）については、関係府省及び各研究機関において様々な防止策が講じられてきているものの、依然として少なからず不正が疑われる事案等が発生している。
- これら研究に関わる不正事案が発生することは、我が国の研究に対する信頼を揺るがし、科学技術の進歩を大きく阻害するものであり、不正防止に向けた改善方策が求められている。

2. 対応状況

- 厚生労働省においては、研究費の不正使用や研究上の不正行為の防止に向け、関係省庁と連携しながら必要な改善方策を検討することとしており、昨年 9 月には、不正防止のための研究機関における管理体制等に関し、別紙の対応方針を定めたところ。
- 現在、上記方針に基づき具体的なガイドラインを作成すべく検討を行っているところであるが、文部科学省においても、同様の問題意識に基づき、下記ガイドラインについて見直しの作業が進められている。
研究機関における管理体制等については、公的研究費の制度に関わらず同様の対応が図られるべきものであることから、厚生労働省においても同様の内容のガイドラインを適用し、平成 26 年度から実施することとする。

(参考 1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) (添付略)

(参考 2) 研究活動の不正行為への対応のガイドライン (添付略)